

【例1】平成31年度(令和元年度)時点で減免期間が1年経過している場合

	平成29年度	平成30年度	平成31年度(令和元年度)	令和2年度
夫	74歳 (被用者保険)	75歳 (後期高齢)	76歳 (後期高齢)	77歳 (後期高齢)
妻	70歳 (被扶養者)	71歳 (国保)	72歳 (国保)	73歳 (国保)
妻の所得割	—	減免(全額)	減免(全額)	減免(全額)
妻の均等割	—	減免(5割)	減免(5割)	減免しない
妻の平等割	—	減免(5割)	減免(5割)	減免しない

【例2】平成31年度(令和元年度)時点ですでに減免期間が2年経過している場合

	平成29年度	平成30年度	平成31年度(令和元年度)	令和2年度
夫	76歳 (後期高齢)	77歳 (後期高齢)	78歳 (後期高齢)	79歳 (後期高齢)
妻	72歳 (国保)	73歳 (国保)	74歳 (国保)	75歳 (後期高齢)
妻の所得割	減免(全額)	減免(全額)	減免(全額)	減免の対象外 (後期高齢へ移行するため)
妻の均等割	減免(5割)	減免(5割)	減免しない	
妻の平等割	減免(5割)	減免(5割)	減免しない	

※例1・2ともに国保単身世帯での例です(国保単身世帯でない場合は、平等割額の減免はありません)。

③旧被扶養者減免の減免期間を見直し
75歳以上の人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳以上75歳未満、以下「旧被扶養者」といふ)が国民健康保険に加入する場合には減免措置を実施しています。平成31年度以降の年度分の保険料算定では、旧被扶養者に係る均等割額、平等割額については、資格取得日の属する月から2年間に限り、減免を実施すること

とになります(例1・2参照)。
所得割額▼全額減免(変更なし)
均等割額▼半額減免が、資格取得日の属する月から2年間に限られます。
平等割額▼国保単身世帯に適用している半額減免が、資格取得日の属する月から2年間に限られます。
☎ 市役所保険年金課国保年金係 ☎ (260)5114 ☎ (260)5158

【表1】介護保険料額

段階	対象	年額(円)
第1	生活保護や老齢福祉年金の受給者	25,644
第2	本人の公的年金等収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が80万円以下	
第3	本人および世帯全員が市民税非課税 本人の公的年金等収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が80万円を超え120万円以下	
第4	本人の公的年金等収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が120万円を超える	49,579
第5	本人は市民税非課税で世帯員の誰かが市民税課税 本人の公的年金等収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が80万円以下	61,546
第6	本人の公的年金等収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が80万円を超える	68,385
第7	本人の合計所得金額が125万円未満	78,642
第8	本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	85,481
第9	本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	102,577
第10	本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	109,416
第11	本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	116,254
第12	本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	133,350
第13	本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	140,189
第14	本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	147,027
第15	本人の合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満	157,285
第16	本人の合計所得金額が2,500万円以上	170,962

共通事項
6月中旬に、今年度の通知書を送ります。特別徴収ではない人や口座振替をしていない人には納付書を同封しますので、金融機関やコンビニエンスストアなどで忘れずに納付してください。
※市は便利で納め忘れない口座振替を推奨しています。納付書が同封されている人には、「口座振替依頼書」を受け付けています。

介護保険料
保険料額は表1のとおりです。納付がない場合、未納期間や未納額に応じてサービスの給付制限を受ける場合があります。
※通知書などで平成31年度と表示されているものは令和元年度と、平成32年度と表示されているものは令和2年度と読み替えてください。

国民健康保険税
※公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のことです。障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれません。
※合計所得金額とは、年金所得、給与所得、不動産所得、配当所得など平成30年中の本人の各所得の合計で、社会保険料控除、医療費控除および株式の譲渡損失などを控除する前の金額です。平成30年度

介護保険料、国民健康保険税の通知書を送付
国保は旧被扶養者減免の減免期間などを見直し

市営住宅の入居者を募集

入居は10月予定で、書類審査や実態調査で選考します。

■申し込み資格

次のすべてに該当する人/①申込者が成人、②夫婦や親子などの家族、③継続して3年以上大和市に居住、④世帯収入(控除などを計算後の月収額)が一般世帯15万8,000円以下、60歳以上の人の世帯(同居者が18歳未満または60歳以上)や障がい者世帯など21万4,000円以下、⑤市税などの滞納がない、⑥住宅を所有していない、⑦申込者および同居者が暴力団員でない、⑧市の条例などを守り、円満に共同生活ができる。

■「募集のしおり」の配布

とき▶6月15日(土)まで
ところ▶市役所街づくり総務課・情報公開コーナー、保健福祉センター、ポラリス、各分室・連絡所、各学習センター。

■申し込み

とき▶6月12日(水)・14日(金)・15日(土)午前9時30分~11時30分・午後1時30分~4時30分、6月13日(木)午後1時30分~4時30分・5時30分~7時30分
ところ▶市役所会議室棟。

☎ 市役所街づくり総務課住宅係 ☎ (260)5422 ☎ (264)6105または指定管理者(株)日立ビルシステム大和受付センター ☎ (262)8800

対象▶⑦65歳以上の人と60歳以上の人のみで構成される世帯、⑧車いす専用住宅のため、障害者手帳1~4級を持ち常時車いすを使用する人と同居する世帯、⑨2人以上の世帯、⑩3人以上の世帯/募集数▶いずれも1戸。
※単身者向け住宅の募集はありません。

	住宅名	所在地	住戸タイプ	階層	家賃額(円)
⑦	つきみ野住宅	つきみ野5-3	3DK(3号棟)	2階	22,300~43,800
			3DK(4号棟)	2階	22,600~44,400
⑧	渋谷住宅	渋谷1-13	3DK(1号棟)	2階	23,600~46,400
			3DK(2号棟)	1階	24,000~47,200
⑨	緑野(高層)住宅	中央林間1-8-13	3LDK(B棟)	1階	35,600~69,800
⑩	つきみ野住宅	つきみ野5-3	3DK(2号棟)	3階	21,900~43,100
			3DK(5号棟)	3階	23,700~46,500
	鶴間台住宅	鶴間1-17-1	2LDK	4階	30,700~60,300
⑪	やよい住宅	中央5-16	3DK(1号棟)	3階	27,900~54,700
			鶴間台住宅	鶴間1-17-1	3LDK

【表2】軽減対象となる低所得者世帯

	世帯全体の所得額	
	変更前	変更後
軽減率5割	「33万円+27万5,000円×被保険者数」以下の世帯	「33万円+28万円×被保険者数」以下の世帯
軽減率2割	「33万円+50万円×被保険者数」以下の世帯	「33万円+51万円×被保険者数」以下の世帯

※下線部が変更箇所。

①課税上限額を変更
医療給付費分の上限額が58万円から61万円になります。
②低所得者層の軽減対象世帯を拡大
均等割額と平等割額の軽減率が5割・2割となる対象世帯をそれぞれ拡大します(表2参照)。

☎ 市役所介護保険課保険管理係 ☎ (260)5169 ☎ (260)5158